

平成31年第1回総会

会 議 録

期日 平成31年1月29日 場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第1回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成31年1月29日(火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件名
1		会期について
2	1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	3	農地転用事業計画変更申請の承認について
5	4	農地法第3条許可申請について
6	5	農地法第4条許可申請について
7	6	農地法第5条許可申請について
8	7	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日		時	間	内	容	
				1. 開 会		
1月29日		午前 9 時30分		2. 会議録署名委員の打	旨名	
				3. 開 議		
				4. 会期について	日程第1号	
				5. 議案上程	日程第2号~日程第8号	
				6. 提案理由の説明,質	質疑	
				7. 討論,表決		
				8. 閉 会		
				9. 全員協議会		

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖 園 強	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	俵積田 広 昭	農業委員
	4番	眞 茅 文 男	農業委員
	5番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6番	水野正子	農業委員
	7番	楠 義 文	農業委員
	8番	天 達 範 隆	農業委員
	9番	中原敬彦	農業委員
	11番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

10番 烟野真人 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下 山 健 一 主幹兼農地係長 永 江 靖 博 農 地 係 参 事 補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 平成31年第1回農業委員会総会を本日招集しましたところ,出席委員13名で 定足数に達しておりますので,ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。13番有村貞雄委員、14番桑原和英委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題 といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第1号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について 説明いたします。

議案書は1ページからになります。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりです。 整理番号1号は耕作者変更による合意解約で,利用権設定を受けた者〇〇〇 〇さん,利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号2号は農地転用による合意解約で,利用権設定を受けた者〇〇〇〇,利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号3号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号4号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号5号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号6号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内容としましては、畑が9筆で8,592㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定に基づいて通知がありましたので、ご審議 くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番(眞茅委員) この不耕作の件なんですけど、作る人はだれか見当はついているんでしょうか。

整理番号6号と整理番号3号の不耕作というのがありますが、それはどうなっているんでしょうか。

事務局 整理番号3号につきましては、耕作者を探すのを俵積田広昭委員にお願いしておりまして、本日まとまったということで返答いただいております。

整理番号6号につきましては、現在のところ後を作っていただく方は見つかっておりません。

以上です。

4番(眞茅委員)はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、これをもって質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号1号から6号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題 といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第2号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号茅野地区35号,株式会社〇〇〇〇は茶複合型の認定農家で経営面積は535アールです。農業労働力は3名です。

名簿登録番号岩崎地区9号,○○○○さんは露地野菜複合型の新規就農者で経営面積は現在0アールですが5年間で55アールに増やす計画です。農業労働力は2名です。

両者は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会並びに、 青年等就農計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせ ん譲受等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認する ことに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画変更の申請は1件で,当初転用事業者による事業計画の変更による申請です。

整理番号1号。

整理番号1号の申請地は、仁田浦町〇〇番です。

日程番号6号議案番号5号整理番号1号の4条転用許可と同時申請となります。

申請地は、当初許可後すでに整地された雑種地になっております。

事業計画の変更理由は、平成29年3月27日付で受けた許可では、薪置場・コンテナ置場・天日干場として利用する計画がありましたが、既存の汚水処理施設が老朽化により長期利用ができなくなったことから新設する必要があり、一部を汚水処理施設として利用するものです。

残りは薪置場・コンテナ置場・天日干場として利用する計画であり、申請人が当初計画の転用目的の遂行に加えて汚水処理施設の設置を併せて利用計画の 見直しを行い申請するものであります。

汚水処理施設の設置にあたっては、埋設され、処理水は敷地内に配水管を設置し、西側側溝へ放流されます。

現在は整地され、置場の拡張及び汚水処理施設を新設する予定であり、事業計画の実現は確実と思われます。

以上で議案の説明を終わります。

- 3番(俵積田広昭委員)整理番号1号について、事業計画報告申請について説明を申 し上げます。

1月17日,中原委員,俵積田推進委員,事務局の前原さんと現地確認を行いました。

事業計画の転用目的は、薪置場、コンテナ置場及び天日干場として許可を受けたが、汚水処理施設を作ることになり、当初転用業者から事業継承者へ変更する申請であります。

資金調達計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響等も無いことから、 変更前と同程度と思われるので、問題のない申請ではないかと思われます。 以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。 (質疑なしと呼ぶものあり)

> ないようですので、質疑・意見を終結いたします。 お諮りいたします。

日程第4号農地転用事業計画変更申請の整理番号1号については、申請のと おり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、申請のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第5号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。 それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。 整理番号1号。

整理番号1号の申請地は、豊留町○○番、畑、537㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、88歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、72歳、板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号1号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は、板敷公民館より北東側約〇〇mの位置しており、板敷畑かん地区に隣接しております。

整理番号1号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上, 説明を終わります。

- 議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。 天達委員お願いします。
- 8番(天達委員)整理番号1号について報告いたします。
 - 1月14日に、譲受人である○○○○さんの立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は板敷集落に居住する、甘しょと実エンドウを中心に栽培する畑作農業者です。

申請地の位置関係については、事務局の説明のとおりです。

申請地の南側は、水路を隔てて道路で、その他周囲は畑となっております。

申請地の現況は耕作準備中の畑となっており、権利取得後は実エンドウ及び 甘しょ畑として利用する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的 な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと 思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号1号は、申請のとおり許可する ことに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第6号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。 まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号1号。

整理番号1号の申請地は仁田浦町○○番,畑,969㎡です。

申請人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、鰹節の製造です。

転用目的は、薪置場、コンテナ置場、天日干場、汚水処理施設です。

申請事由は、「申請人が経営する鰹節製造工場に隣接する申請地を、薪置場・コンテナ置場・天日干場として利用するため。併せて、汚水処理施設を新設するため。」とのことです。

日程番号4号議案番号3号整理番号1号事業計画変更と同時申請になります。 申請地は5ページに掲載してあります。

仁田浦町の申請人が所有する○○○○より南側○○mに位置しています。 農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0. 2~クタールの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地 と判断します。

転用目的は薪置場及びコンテナ700個分の置場と天日干場,汚水処理施設の 設置で,農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は969㎡で、問題ないものと思われます。

薪置場、コンテナ置場、天日干場転用にあたり、既に整地済みであり、汚水処理施設については、深さ3mのFRP製浄化槽を地下埋設します。

南側の農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置します。

汚水浄化後の排水は、申請地に排水菅を設置し、西側の側溝へ放流します。 そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

- 3番(俵積田広昭委員)整理番号1号について報告いたします。

1月17日,事務局の前原さんと中原委員,推進委員に俵積田委員と,○○の○○社長立会いのもと,現地確認を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

周辺は、北側は○○の畑、東側は○○の道、西側は市道、南側は国道と一部農地です。

農地との境目はブロック積みを施し、雨水についても西側の側溝に排水する とのことです。

周辺に構築物も無く、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

周辺の農地に被害の恐れは無いため、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第4条許可申請の整理番号1号は、申請のとおり許可する ことに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第7号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号1号。

整理番号1号の申請地は木場町〇〇番, 畑, 287㎡外6筆, 合計4,016㎡です。 譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん, 土木工事・建築工事請 負業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職外6名です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「受注業務の増加により、既存の置場が手狭になったことから、 隣接する申請地を取得して、資材置場を拡張したいため。」とのことです。

申請地は13・14ページに掲載してあります。

木場町・田辺自動車商会東側○○に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画内容は建設資材用の砕石及び鉄骨・コンクリートブロックの置場としての利用です。

計画面積は4,016㎡で問題のないものと思われます。

資材置場への転用にあたり、現況のまま整地し、利用するとのことです。

周囲には既存の塀ブロック及び擁壁があり、更に高さ40cmの畦畔を施します。

雨水については、現況のまま利用することから、地下浸透及び東西に分散して、自然流下させます。申請地の西側面積1,632㎡は、隣接する既存の資材置場へ流下させ、市道側溝へ放流します。また、東側の申請面積2,384㎡については、申請地東側に深さ1.5 mの調整池を設け、貯水・地下浸透させます。更に調整池を越流する降雨量が発生した場合は、隣接する山林を経て、東側の水路へ放流する計画です。

なお、調整地の規模におきましても、30年に一度の降雨量を貯水できる容量をもつものであり、適正に設計されているものであります。詳細については、お手元の別紙資料に、排水計画、調整池の検討、現況写真も含めて、お示ししております。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であります。

整理番号2号。

整理番号2号の申請地は中央町○○番,畑,1,111㎡です。

譲受人は整理番号1号と同一人です。

譲渡人は○○○○さん、会社役員です。

転用目的は, 通路, 駐車場です。

申請事由は、「資材置場拡張に伴い、申請地を取得して、進入通路及び駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は16ページに掲載してあります。

中央町の牛山理容店の南側○○します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画内容は資材置場への進入通路及び工事用の大型車両4台分駐車場の設置です。

計画面積は1,111㎡で問題のないものと思われます。

駐車場及び通路への転用にあたり、現況のまま、整地のみ行うとのことです。 南側境界にはブロック積及びフェンスを施します。

なお、整理番号1号・2号及び既存敷地を含めた排水計画については、市道 側溝及び用水路へ放流することから、農政課・建設課との協議が必要でありま したが、造成を伴わず、現況のまま利用することから差し支えないとのことで あり、既に協議が整っております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

- 議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。 中原委員お願いします。
- 9番(中原委員) 1月17日に、俵積田広昭委員と有村推進委員、事務局の前原さんと 現地確認を行いました。

第1号について報告いたします。

立会人は会社関係者の○○さんです。

1号の申請地は、事務局の説明にありましたとおり、南側の市道沿いに住宅が建築された土地が多く見受けられる、木場町に位置する小集団の農地であります。

転用目的は資材置場、建設資材用の砕石及び鉄骨・コンクリートブロックの 置場として利用します。

申請地北側は宅地、西側は既存の資材置き場と南側は山林です。

資材置き場として現況のまま整地し利用するとのことです。

周囲には畦畔を施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、地下浸透及び東西に分散し流下させ、西側は隣接する資材置き場から市道側溝へ放流します。

また, 東側は調整池を設置し地下浸透させ, 調整池を越流する降雨量が発生 した場合は, 隣接する山林を経て, 東側の水路へ放流する計画です。

なお、東側の山林の所有者からはすでに承諾を得ており、雨水の流れについてこれまでも周囲に被害を及ぼしたことは無いとのことです。

調整池も適正に計画されているとのことで、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号2号について報告いたします。

立会人は整理番号1号と同じです。

2号の申請地は,事務局の説明があったとおり,中央町に位置する農地です。 転用目的は駐車場です。

申請地北側及び東側は既存の資材置場、西側は市道、南側は宅地です。

駐車場及び通路として現状のまま整地のみ行うとのことで、南側境界にはブロック積みを施し、フェンスを設置します。

周辺土地への土砂雨水の流出を防止する計画です。

雨水については西側市道側溝へ放流します。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。 以上で終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りします。

日程第7号農地法第5条許可申請の整理番号1号及び2号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第8号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。 議案内容について事務局に説明をお願いします。 事務局 日程第8号議案第7号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。 大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号1号から13号の利用権設定を受ける者 \bigcirc 000さん外12名,利用権設定をする者 \bigcirc 000さん外22名で、設定面積は、田が5筆2,046㎡、畑が21筆20,671㎡、樹園地が6筆5,103㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号2号,譲渡人は白沢西町にお住いの白澤都三さん,譲受人は別府西町にお住いの西之原拓二さんで,経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。面積は1筆で749㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号1号から13号まで、及び所有権移転の整理番号1号及び2号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第7号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計 画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 10 時 00 分 閉会

枕崎市農業委員会	会長	沖園	強
会議録署名委員	有村	貞雄	
会議録署名委員	桑原	和英	